

## 第81回神奈川県国土利用計画審議会 審議経過

### ○ 門倉土地水資源対策課副課長

お待たせいたしました。開会に先立ちまして、リモートで参加される方への会議の注意事項を申し上げます。

＜注意事項の説明＞

では、現在の委員出席状況についてご報告させていただきます。現在の委員総数19名のうち、リモート参加の5名を含め17名のご出席を頂いております。これにより、神奈川県国土利用計画審議会条例第5条に規定する、会議を開くに当たっての定足数、2分の1以上を充たしておりますので、本日の審議会は成立しております。

また、本審議会の公開につきましては、神奈川県国土利用計画審議会運営規程第8条第1項の規定により、原則公開となっておりますのでご了承いただきますようお願いいたします。本日傍聴の申し出はございませんでした。

次に、配付資料についてご案内をいたします。

＜配付資料の案内＞

それでは、ただいまから第81回神奈川県国土利用計画審議会を開会いたします。現在、会長・副会長が空席となっているため、新しい会長・副会長が選任されるまで、引続き議事進行を事務局で行わせていただきます。

当審議会は、令和元年度の開催後は、コロナ禍により2年間書面で開催してまいりました。3年ぶりの対面開催ですので、本日会場にお越しいただいている委員及びリモートで参加いただきました委員の皆様を、全員ご紹介させていただきます。

＜出席委員の紹介＞

次に、平田政策局長から、あいさつと職員の紹介がございます。

### ○ 平田政策局長

＜あいさつ及び県職員出席者の紹介＞

### 【議題(1)】

#### ○ 門倉土地水資源対策課副課長

それでは、お手元の会議次第に従いまして、本日の議題に入らせていただきます。

初めに、議題(1)、会長及び副会長の選任について、でございます。昨年1月29日をもちまして、前任の会長と副会長の3年間の任期が満了し、現在、ともに空席となっております。会長及び副会長の選任につきましては、神奈川県国土利用計画審議会条例で、委員の互選によることになっており、また同運営規程で、会長及び副会長の任期が3年であること、再任されることができると規定されております。

それでは、会長・副会長の選任について、ご意見やご推薦のある方はお願いいたします。

○ 関戸委員

会長については、これまでも会長として本審議会の取りまとめをされてきた土井委員を推薦します。副会長については、言論分野から、神奈川新聞社の高本委員を推薦します。

○ 門倉土地水資源対策課副課長

ただいま関戸委員から、会長に土井委員を、副会長に高本委員を推薦する旨のご発言がございました。他にご意見・ご推薦のある方はいらっしゃいますか。

(意見等なし)

ないようでしたら、会長を土井委員に、副会長を高本委員に選任することによりよろしいでしょうか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 門倉土地水資源対策課副課長

それでは、会長を土井委員に、副会長を高本委員にお願いしたいと思います。

申し訳ございませんが、お二人には会長席、副会長席にお移りくださるようお願いいたします。

今後の議事進行については、神奈川県国土利用計画審議会条例により、会長が議長となることとなっておりますので、土井会長、よろしくお願いいたします。

○ 土井会長

ただいま、会長に選任いただきました土井でございます。会長就任に当たりご挨拶をさせていただきます。先ほど平田局長からお話のありましたとおり、対面での最後の開催は3年前、その際に私は就任の挨拶をさせていただきます。その後対面で一度も開催することなく、コロナ禍等の事情から書面開催としておりました。皆様の前での挨拶が2回目の会長就任となり、変な感じもいたしますが、ぜひともこの国土利用計画審議会、総合的な土地利用調整を行いながら、県土の計画的な利用を図るという大きな目標の中で、皆様方に闊達な議論を展開していただきますことを心からお願い申し上げます。また、高本副会長にもぜひともお力添えをよろしくお願い申し上げます。

○ 高本副会長

神奈川新聞社の高本と申します。皆様にご選任いただき、副会長の職を務めさせていただくことになりました。私は入社以来28年ほど編集局で仕事をしており、昨年からは経営戦略本部で職務についております。

本審議会は、神奈川県土地利用に関する基本的な方針や重要な事項について調査・審議する大変重要で責任の重い審議会と伺っております。土井会長とともに審議会が円滑に運営されるよう努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

**【議題(2)】**

○ **土井会長**

それではお手元の会議次第に従いまして、議事を進めます。

議題(2)は、諮問案件の土地利用基本計画の計画図の変更について、でございます。

事務局から説明をお願いします。

○ **古賀土地水資源対策課長**

それでは説明させていただきます。

<資料「神奈川県土地利用基本計画（計画図）の変更について」により説明>

<引き続き、担当者が説明>

○ **古賀土地水資源対策課長**

土地利用基本計画の変更に関する説明は以上でございます。ご審議のほど、どうぞよろしく  
お願いいたします。

○ **土井会長**

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明について、委員の皆様からご意見、ご質問がありましたらお願い  
します。

(質 疑 応 答)

○ **松行委員**

こちら周辺の土地利用を見ますと、かなり近接して住宅街があるかと思えます。インターチェンジの近くですので、住宅街のすぐ北側、インターチェンジのすぐ南側は物流センターや小さな工場が建っていて、それほど静かな場所ではないかと思えますが、やはり住宅に住んでいる方にとっては、今まで何も建たないと思っていたところが急にこのように工業専用地域になるというのは、かなり想定外なことではないかと思っております。

そこでお伺いしたいのは、第一に、周辺の住宅に住んでいる方々に対して、この変更というのは既に通知をされていらっしゃるのか、通知をされているのであれば、例えば自治会などどのような反応をされているのか。

また、もう一点としては、何か住宅地に、例えば工場のトラックが入らないようにとか、そういった住宅地の環境を守るための措置、例えば地区計画を作るとか、何か措置を検討されているのかどうか、この二点について教えていただければと思います。

○ **古賀土地水資源対策課長**

まず一つ目の住民説明会でございますが、今まで時間をかけて個別法の調整をしてまいりましたので、説明等は済んでおります。自治会等に対する説明もしております。

○ **五十嵐都市計画課長**

地区計画についてご説明させていただきます。こちらの地区につきましては、地区計画をかける予定で、産業用地と地区内の住宅地との間で、壁面の位置の制限や高さの制限といったことを地区計画に定める予定で、先ほどおっしゃられた道路の関係についても、幅員等をきちんと定めて大きな車が入れないという状況になっています。

○ **松行委員**

住民説明に関してなのですが、近くに住んでいる方は概ね納得されているという理解でよろしいでしょうか。

○ **古賀土地水資源対策課長**

そのように考えております。

○ **内田委員**

先ほどの説明の中で、この将来像はまだ未確定というご説明があったのですが、秦野市にしても中井町にしても、何らかの将来像というのはきっとあるのだと認識していますし、今回のこの箇所も高速道路から見える地域でしたので、例えばショッピングセンターなのか、それとももっと違う形で物流センターだけなのか、いろいろ将来像を描いている最中かと思われますけども、何かヒントになるような動きがあれば、この時点で伝えていただきたいと思います。

○ **古賀土地水資源対策課長**

土地区画整理事業を経て市街化区域へ編入することにつきましては、それぞれの市と町のマスタープランの中に位置付けられているところがございます。ただ具体的にどのようなものを具体的に誘致するかについては、未定と伺っています。

○ **五十嵐都市計画課長**

補足させてください。マスタープランの中には、流通業とか、製造業とか、そういった産業系の土地利用を図ることが明記されておりまして、地区計画を定める際にも、そうした方向性をしっかりと書いていくということになります。

○ **内田委員**

わかりました。将来像はこれからということで、ただし、マスタープランの中には少し書かれているということですね。やはり将来像が見えてこない、承諾するにはその辺も踏まえて話し合うべきだと思っておりますので、念の為質問させていただきました。以上でございます。

○ **土井会長**

他にご意見、ご質問等はございませんか。よろしいですか。

それでは、土地利用基本計画計画図の変更について、各委員からご意見、ご質問がございましたが、諮問案件に対しては、異議のない旨を知事に答申するものとしてよいでしょうか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 土井会長

ありがとうございます。

答申文につきましては、私にご一任いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

○ 委員一同

異議なし。

○ 土井会長

それでは、そのようにさせていただきます。

【その他】

○ 土井会長

次に、本日予定していた議題については以上でございますけれども、「その他」ということで、委員の皆様から何かございますか。

○ 関戸委員

関戸と申します。お時間頂いてありがとうございます。お手元に「相模原市次期一般廃棄物最終処分場候補地選定について」というA3のものと、「水源林について」という3ページのものと、それから「神奈川県土地利用基本計画（計画書）」という冊子があると思います。

今、私は相模原市民でもありますけれども、住民説明会が既に半年以上進んでおり、非常に問題だなと思ったのは、これが水源林だということです。地域の人たちは、昔から水源という意識はもちろんあるのですけれども、自分たちの意識だけでなく、やはり水源の保全対策が重要だと思っております。その中で、住民説明会があって、100年もつゴムシートで安全ですよという説明がありまして、さらに漏れ聞くとところによりますと、その上に公園を造るとか、非常に説得力のある説明が、住民説明会で自治会などのあらゆる団体に対して行われております。

しかし、果たして水源林とはどういうことなのか。水源林について、あらためて私も認識を新たにしました。この資料「水源林について」の2ページを見ますと、「県では、将来にわたって良質な水を安定的に確保するため、『水源の森林づくり』に取り組んでいます。水源の森林づくりとは、県民共通の財産である森林を、県民と行政が力を合わせ、森林所有者とともに整備していくことにより、水源かん養はもとより、大気の浄化や土壌の流出防止など、さまざまな森林の公益的機能を高めていこうとするものです。」ということで、この緑色の濃いところが水源林なわけですね。計画の候補地がこの中にしっかり入っております。候補地の9つのうち4つの地域を最終的に選定され、A3の資料でいいますと5番と6番、右側の8番と9番の

4か所のうちどれかにということで選定に入っており、住民との綱引きのような状況です。

地域としては、公園にするという目先のことで賛成をしてしまう住民もいらっしゃるのが危険なのです。SDG'sとして、これから千年、万年、億年維持しなければいけない大変重要な地域の県民共有の財産について、本当に一部の地域だけで、一地域、一市町村だけで議論をする、ましてや、この選定をした審議会（次期一般廃棄物最終処分場選定審議会）の委員さんも、それだけの認識があったかも定かではなく、非常に危険な状態だと思います。

今、水源環境税で県民の皆さんの血税を頂いて、「水源林について」の2ページ目にあるような対策をしている地域であるわけです。私としては、とても考えられない。ゴムシートは100年安全ですよと直接説明を頂きましたが、100年安全でも200年、1,000年は安全ではないということです。一度やってしまいますと、無理だから取り返すということはまず不可能になってしまう。これはもう、101年後からそれを撤去することはできない、何億年も間違いをしてしまうのではないかと。

そういう中で、この土地利用基本計画の改定で以前発言させていただいて、3ページ目に「鳥獣被害対策」という言葉を入れていただいたことがあります。いろいろな委員の方に、関戸委員のおっしゃるとおりだということで、この言葉を入れていただきました。

この計画書の7ページ目に非常に重要なことが書いてありまして、一番上の「b 水源地域の保全」というところの6行目、一番最後に「水源地域の保全に支障を来すことのない土地利用を図る」と明記をされております。しかし現実には、審議会をもって、住民説明会を始めて、もう既に決まりそうなことが起きているわけです。果たしてこの計画書の文章だけでそうした抑止能力があるのかどうか、非常に不安でありまして、ぜひ神奈川県民全体で考えていくところではないのか、ここにまた一文を、例えば「産廃施設等を含む支障を来す施設」というような具体的なことがない限りは、制限できないのではないかとこのことを考えて、この場で発言をさせていただいたわけでありまして、ぜひ皆様方のご意見を頂戴して、何とか未来永劫のSDG's可能な社会を維持する具体的な事例がここに起きているということ、この場は調査審議する場でありまして、提起をさせていただいて、ご意見を伺いたいということでございます。以上です。

#### ○ 土井会長

ただいま、関戸委員から提案がございましたけれども、この件について、委員から何かございますでしょうか。

（意見等なし）

関戸委員の今の発言について県当局、行政としては何かございますか。

#### ○ 古賀土地水資源対策課長

県として考え方を説明させていただきます。

まず、土地利用基本計画は、土地利用の原則や調整方針といった大きな方向性を示すもので、例えば都市計画法や森林法、農地法といった個別規制法に係る計画の上位計画として、行政内部の総合調整を果たす役割を担っております。今回の相模原市の一般廃棄物最終処分場のよう

な具体的な開発行為については、間接的に規制の基準を示して、具体的な規制につきましては個別規制法で行っていくというのが建前となっています。したがって、この土地利用基本計画にいろいろ文言を書き込んで、個別の開発計画を規制するというのは、考え方としてはあまり適切ではないのかなとは思いますが。ただ、先ほど関戸委員がおっしゃたように、鳥獣に関する文言を記載した例もございますし、次回の改定に当たって、今回頂いたご意見を踏まえて、いろいろな文言の見直しをしていくということは考えられるかと思えます。以上です。

○ 関戸委員

はい、ありがとうございます。計画書の7ページに、既に申し上げた「水源地域の保全に支障を来すことのない土地利用を図る」という文言がありますけれども、今回のようなことが起こってしまった。「水源地域の保全に支障を来すことのない」とはどういうことなのか、最終処分場はOKなのか、判断できない状況になってしまっているのではないかと。ですから、この「支障を来すことのない」ことについて具体的に記載が必要ではないか。もしこれを通過してしまいますと、とんでもない事例を作ってしまうことになるのではないかと。100年もてば今生きている人たちはOKであります、それこそ未来永劫、子々孫々、これからの社会にまったく相反する結論を出してしまう。こうしたことで審議をされていながら、それを躊躇して何も変更しなかった場合に、手当てをしなかった場合にどういうことになるか、非常に危惧するところでもありますので、今のご答弁をぜひ進めていただくと大変ありがたいと思えます。

○ 土井会長

関戸委員のお話、それから当局のお話について、他の委員の皆様から何かございますか。よろしいですか。

それでは、予定の時間もありますので、ただいまの関戸委員の意見も踏まえて、事務局で、今後こういったことが起こった時に県行政として何ができるのか、また、相模原市との調整も必要だと思いますけれども、そうしたことも含めてご検討願ひ、それから至急その検討結果を報告していただけますでしょうか。よろしいですか。

○ 古賀土地水資源対策課長

ご意見を踏まえて、今後の改定に向けて検討はしていきたいと考えておりますが、具体的な文言につきましては、今度の土地利用基本計画の改定の時期に合わせて、他の部分と併せて、今回のご意見を踏まえて見直しを検討していきたいと考えております。

○ 土井会長

具体的な見直しの時期はいつ頃でしょうか。

○ 古賀土地水資源対策課長

国の国土利用計画が、大体10年計画となっておりますので、令和7年の改定という予定だったのですが、最近の情報で、前倒しで令和5年度中に改定するという話が挙がっております。内容的には、まだ具体的な案等は決まっていないようですが、人口減少時

代の国土管理ですとか、デジタル化ですとか、そういう新しいものを入れた形で改定を5年度中に行うと聞いていますので、それを踏まえて、早ければ6年度末ということになろうかと思います。

#### ○ 関戸委員

これは相模原市議会を通して、住民説明会に入っているのだと思うのです。この後また審議があるといっても、そこを過ぎて、こういうことをやるといっても、それは自治体が違いますから大変です。どうなるのかなと非常に不安なのです。ですから次の機会が令和5年であっても、もう半年以上経って、住民説明会ももう浸透しています。そしてさらに市議会で決議されて、ひっくり返せますかね。これはもう大変なことだと、それが心配です。

#### ○ 古賀土地水資源対策課長

繰り返しになるのですけれども、土地利用基本計画の中に、こういうことはやらないと書き込むことによって、具体的な開発計画を抑えこむ、禁止するというのは、個別規制法を飛び越えて規制をかける形にもなりますので、土地利用基本計画の改定によって、この相模原市の計画を止めるというのは難しいと考えております。

#### ○ 土井会長

関戸委員は、これで手遅れにならないようにというふうなお話でありましたけれども、県行政として、対相模原市、それから県単独で、関戸委員から提起された問題について何ができるのか、それから今の相模原市のこの問題の進捗状況も市から聴き取りながら、どういうことができるのか、というふうなことを検討することはできますか。おそらく関戸委員はそれをまず聞きたいのだろうと思います。県行政として、できることとできないことがあるでしょう。その辺りのことはしっかりと明記しながら、説明していただければと思います。

#### ○ 古賀土地水資源対策課長

水源林を守ることは非常に大切なことだと十分認識しているところですが、廃棄物最終処分場を作るということも非常に公益性の高いことで、地元の市町村にとって重要なこととございます。そういった中で、相模原市がいろいろなものを勘案しながら検討されていると聞いていますので、県としてはその検討を見守っていくという状況でございます。

#### ○ 水谷政策部長

補足させていただきます。今、関戸委員と、それから会長からもお話がありましたので、県として、事務局として、あらためて今日の発言を受けて、県ができること、それから相模原市の状況もしっかり聞いてまいりたいと思っていますし、今のご発言を伝えるということももちろんできますので、そういったことを含めて、受け止めさせていただ

だければと思っております。

○ 土井会長

関戸委員いかがでしょうか。

○ 関戸委員

はい。いずれにしても、こういう問題は隙間のような、縦割りで、問題が解決できないとすると、県民の皆様は血税を払って、その地域の森を守るため、「水源林について」の2ページにありますように、いろいろな多額の経費が必要なのです。水源、森林づくりをするために、長期間にわたって多額の経費が必要である、そのためにこのような制度を作って、みなさんから、水源地域ではなく、県民のお金を頂いています、という説明がここにあるのです。これ、県民が聞いたらどうでしょう。そこに、100年のゴムシートで安全ですよ、地域においては公園を作りますよ、ということで、それが実現してしまったときに、これ全部壊れますね。これから水源林を守るとか、誰が水源税を払いますか。私たちの命の水を守ってくださるから、余分なお金などないんですよ、生活の中で。未来永劫、自分らの、100年どころじゃなくて、そのために払うわけですね。今の水の水道料じゃないんです。ぜひご理解いただきたい。ですから、このチームの中でできないことがあったら、委託をするとか、何かの発言をして、「いや、無理です」ではなくて、やるのではないのでしょうかね。そういう風に思いますけれども。以上でございます。

○ 土井会長

今の最後の関戸委員のお話も含めて、至急ご検討のほどをお願いしたいと思います。そんなに時間も無いような話でありますので、早めに相模原市に進行状況等を聴き取るなど、また、行政がどのようなことが対応できるかということを含めて、書面にてご報告いただければと思いますが、よろしいですか。それでは、至急検討の上、ご報告していただくことをお願い申し上げます。関戸委員、よろしいですね。

○ 関戸委員

はい、ありがとうございます。

○ 土井会長

他にございますか。

ないようですので、事務局から連絡事項などがあればお願いします。

○ 門倉土地水資源対策課副課長

<連絡事項の説明>

なお、次回開催の予定につきましては、現在未定でございますので、日程が決まり次第、各

委員にご連絡申し上げたいと思います。

事務局からは以上でございます。

○ **土井会長**

はい、ご苦勞様でした。冒頭に事務局から報告がありましたけれども、神奈川県国土利用計画審議会運営規程により、本日の議事録は公開されることとなっております。発言されたことにつきまして、内容を確認したい方がいらっしゃいましたら、事務局に申し出ていただければと思います。その上で、議事録の内容については、私の方で確認させていただきたいと思いますので、ご一任いただけますでしょうか。

○ **委員一同**

異議なし。

○ **土井会長**

それでは、そのようにさせていただきます。議事録につきましては、本日から3週間を目途に県のホームページに掲載する予定です。

以上をもちまして、第81回神奈川県国土利用計画審議会を閉会といたします。皆様方には、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございました。